

(58) 子育て世代等新築住宅取得支援事業補助金【新規】	
【担当部署】 企画課定住促進係 【電話番号】 0167-44-2133	【窓口の場所】 役場庁舎 2階
【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003615.html	
【補助金の内容】 新築住宅を取得された子育て世代等に対し、経済的負担の軽減と定住促進のため、補助金を交付する。	
【補助対象者】 以下の要件をすべて満たす世帯及び建物が対象。 1. 対象となる世帯（子育て世代等） 申請年度の4月1日現在の年齢が、次のいずれかに該当する世帯。 (1) 18歳未満の子を有する世帯 (2) 夫婦のいずれかが39歳以下である世帯 2. 対象となる建物 (1) 延べ床面積（建物の所有権保存登記面積）が75平方メートル以上であること。 ただし、併用住宅においては個人住宅部分が75平方メートル以上であること。 (2) 建築基準法、その他建築物に関する法令に違反していないこと。 (3) 二世帯住宅の場合は、補助対象者が居住する住戸について審査を行い、当該住戸のみを補助対象とする。 3. その他主な要件 (1) 次のいずれかに該当する者で、当該住宅に補助対象者が定住後5年以上居住することを確約できる者。 ア 現に中富良野町に居住している者 イ 本町に住宅建築後3年以内に転入することを確約できる者 ウ 本町に転入することを確約し、本町の住民である1親等以内の親族が当該住宅に居住できる者 (2) 移転補償費等を受けていないこと。 (3) 自らの所有（共有名義を含む。）であること。 (4) 町税その他、町に対する債務の履行を遅滞していないこと。	
【補助金額】 200万円（現金170万円、中富良野町商工会商品券30万円）	
【実施期間】 令和8年度から令和10年度まで（令和11年3月中の申請まで受付）	

【申請に必要なもの】

- 補助金交付申請書
- 住宅建設平面図
- 登記事項証明書（建物の所有権保存登記）
- 世帯全員が記載された住民票（申請の日前3か月以内に発行された住民票の写しの原本）
- 定住確約書
- 代表者指定書
- その他町長が必要と認める書類

【交付までの流れ】

住宅が完成し、建物の所有権保存登記及び住民票の異動が完了した後、申請が可能。

①交付申請⇒ ②申請書類の審査及び審査会⇒ ③交付決定通知⇒ ④交付請求⇒ ⑤補助金交付

【備考】

- 「併用住宅」や「二世帯住宅」の場合は、補助対象となる範囲に定めがあるため、必ず事前に平面図をお持ちの上、ご相談ください。